

2020年7月13日  
JP エネルギー株式会社

東京電力エリアの被災されたみなさまに対する電気料金等の特別措置を実施します。  
一 料金の支払期日等の延長、不使用月の料金の免除、工事費の免除などを実施 一

このたびの豪雨災害により被災されたみなさまに、心からお見舞い申し上げます。  
先週（令和2年7月10日）に当社から、通知させていただきました、特別措置について、対象となる地域（山梨県エリア）が追加されましたので下記にてお知らせいたします。

#### 1 適用対象（2020年7月13日時点）

災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の被災された電気のご使用者を需要者とし、当社と接続供給契約がある需要者から当社に特別措置適用の申し出をされた供給地点

##### （1）災害救助法が適用された地域

災害救助適用日	適用都道府県	適用市町村
7月8日	山梨県	南アルプス市、北杜市

#### 2 特別措置の内容

##### （1）接続送電サービス料金等の料金算定日の1か月間延長

2020年6月分（災害救助法の適用日以降に支払期日を迎えるものに限る）、7月分、8月分および9月分の被災された電気のご使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を対象として料金算定日をそれぞれ1か月間延長いたします。

##### （2）不使用月の接続送電サービス料金等の免除

被災された電気のご使用者を需要者とする供給地点について、被災時から継続して電気を使用しなかった月の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を6か月間に限り、免除いたします。

##### （3）工事費負担金等の免除

被災された電気のご使用者を需要者とする供給地点について、被災前と同じ契約内容で電気の使用を申し込まれた場合の工事費負担金は申し受けません。

また、被災された電気のご使用者を需要者とする供給地点について、引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合の初回工事費は申し受けません。

なお、工事費負担金等の免除は2021年1月末日までのお申し込み分となります。

#### (4) 臨時工事費の免除

被災された電気のご使用者を需要者とする供給地点について、臨時接続送電サービスの使用を申し込まれた場合は、臨時工事費を申し受けません。

なお、臨時工事費の免除は 2021 年 1 月末日までのお申し込み分となります。

#### (5) 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

被災された電気のご使用者を需要者とする供給地点において、災害のため一時使用不能となった電気設備について、2021 年 1 月末日までの間は、その使用不能設備分の接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を申し受けません。

### 3 特別措置の申込方法

なお、特別措置の適用を希望されるお客さまは、下記の担当窓口までお問い合わせください。

JP エネルギー株式会社（お客さまセンター）

Tel：050-3160-8479

受付時間：10 時～19 時（夏季、年末年始、土曜・日曜は除く）

以上

